

改正家族法の施行に向けた裁判所における研修等

(令和7年7月～11月)

令和7年12月 最高裁判所事務総局

基本的な視点

令和6年度及び令和7年度前半は、改正家族法の趣旨や内容に関する理解を深めるとともに、それを踏まえた判断の着眼点等を整理することに主眼を置いた研修や意見交換等を中心に実施

⇒ 令和7年7月以降は、法施行を見据え、審理運営等に関するより実践的な内容に関する研修に発展

改正法の趣旨に適った運用の構築等に関する研修等

● 家事関係中央協議会（R7.7）

「改正家族法施行後の審理運営の在り方に関する諸問題」

→ 全国の家裁から裁判官約60名（63名）が参加

（裁判官、その他職種も多数傍聴）

● 司法研修所・裁判所職員総合研修所による研修（R7.11）

以下のテーマ等についての共同研究を実施

- ・改正家族法下における充実した調停運営と職種間連携・協働の在り方
- ・改正家族法下における紛争解決に資する調査事務の在り方
- ・具体的事例における必要かつ合理的な当事者対応

→ 全国の家裁から裁判官53名（※）、裁判所書記官・家庭裁判所調査官各50名が参加（参加者は各庁に結果を還元）

※下記（*）記載の研修参加者を含む。

以上に加えて・・・

✓ 並行して、全国の家裁各庁等においても裁判官をはじめ関係職種による研究会を実施しているほか、特に調停委員に対する研修（※）を重視して実施。

※ 最高裁においても、令和7年4月以降、研修実施体系を見直すなどしてこれを後押し。

✓ R8.1以降も引き続き協議会や意見交換の機会を順次開催・設定する予定。

家事事件の審理充実に向けた研修等

● 司法研修所による研修（R7.11）

子の監護養育をめぐる紛争に関する共同研究（*）

→ 全国の家裁から裁判官34名が参加（参加者は各庁に結果を還元）

以上のほか・・・

✓ 家事事件における子どもの意見表明権等に関する講演をはじめとして複数回の講演を実施。全国の家裁の裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官が受講（ウェブでの参加を含む。）。